

相談役及び顧問の設置に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本女性科学者の会（以下「本会」という。）の定款第33条の規定に基づき、相談役及び顧問の設置に関し必要な事項を定める。

(基準)

第2条 本会は、相談役及び顧問について、以下の基準に基づき委嘱する。

- (1) 相談役は、原則として会長の職にあった者及び名誉会員とする。
- (2) 顧問は、本会の役員経験者、学識経験者及び、法人運営に関し専門的知識を有する者（弁護士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、公認会計士、税理士等）とする。

(委嘱及び定数)

第3条 相談役及び顧問の委嘱は理事の推薦により、理事会で決定する。

- 2 相談役は定数を設けない。また、顧問の定数は5名以内とする。
- 3 委嘱にあたっては、会長名により委嘱状を相談役及び顧問に交付する。

(任期)

第4条 相談役及び顧問の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 相談役は80歳の誕生日の属する会計年度の末日をもって任期満了とし、以後再任は行わない。

(職務)

第5条 相談役及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べるができる。

- 2 理事会が必要と認めた者は、会員総会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。

(非常勤の原則)

第6条 相談役及び顧問は原則として非常勤とする。

(報酬)

第7条 相談役及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用については支払うことができる。

(規則の改廃等)

第8条 この規則の改廃は、本会の定款第36条によるものとする。

附則

第1条 この規則は、平成26年5月25日開催の第1回理事会で制定し、平成26年4月1日から施行する。